

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年1月26日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300508号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300133号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における令和2年7月3日の標準賞与額を62万円に訂正することが必要である。

令和2年7月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年7月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における令和2年7月3日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

令和2年7月3日に係る標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年7月3日

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が、支給日を令和2年7月5日として、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。

請求期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、上述の日付で記録されている厚生年金保険法第75条本文該当の記録を、請求期間の日付で保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 A社から提出された請求期間に係る賞与台帳及び振込明細データ<賞与振込>により、請求者は、同社から令和2年7月3日に賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、62万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の賞与について、厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和5年9月26日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間について、賞与台帳により、請求者は厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を上回る賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与台帳により確認できる賞与額から、150万円（上限額）に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300509号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300134号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における令和2年7月3日の標準賞与額を62万円に訂正することが必要である。

令和2年7月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年7月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における令和2年7月3日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

令和2年7月3日に係る標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年7月3日

A社に勤務している期間のうち、請求期間に支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が、支給日を令和2年7月5日として、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。

請求期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、上述の日付で記録されている厚生年金保険法第75条本文該当の記録を、請求期間の日付で保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 A社から提出された請求期間に係る賞与台帳及び振込明細データ<賞与振込>により、請求者は、同社から令和2年7月3日に賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、62万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の賞与について、厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和5年9月26日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間について、賞与台帳により、請求者は厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を上回る賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与台帳により確認できる賞与額から、150万円（上限額）に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2300510 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2300135 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における令和 2 年 7 月 3 日の標準賞与額を 62 万円に訂正することが必要である。

令和 2 年 7 月 3 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和 2 年 7 月 3 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における令和 2 年 7 月 3 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

令和 2 年 7 月 3 日に係る標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 2 年 7 月 3 日

A 社に勤務していた期間のうち、請求期間に支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が、支給日を令和 2 年 7 月 5 日として、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。

請求期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、上述の日付で記録されている厚生年金保険法第 75 条本文該当の記録を、請求期間の日付で保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

- 1 A 社から提出された請求期間に係る賞与台帳及び振込明細データ〈賞与振込〉により、請求者は、同社から令和 2 年 7 月 3 日に賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、62万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の賞与について、厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和5年9月26日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間について、賞与台帳により、請求者は厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を上回る賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与台帳により確認できる賞与額から、150万円（上限額）に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300608号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300136号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における令和2年7月3日の標準賞与額を62万円に訂正することが必要である。

令和2年7月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年7月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における令和2年7月3日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

令和2年7月3日に係る標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和41年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年7月3日

A社に勤務している期間のうち、請求期間に支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が、支給日を令和2年7月5日として、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。

請求期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、上述の日付で記録されている厚生年金保険法第75条本文該当の記録を、請求期間の日付で保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 A社から提出された請求期間に係る賞与台帳及び振込明細データ(賞与振込)により、請求者は、同社から令和2年7月3日に賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。



一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、62万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の賞与について、厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和5年9月26日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間について、賞与台帳により、請求者は厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を上回る賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与台帳により確認できる賞与額から、150万円（上限額）に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2300137 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 2300027 号

## 第 1 結論

平成 12 年 4 月から平成 13 年 10 月までの請求期間、平成 14 年 9 月から平成 15 年 6 月までの請求期間及び同年 7 月から平成 16 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 12 年 4 月から平成 13 年 10 月まで  
② 平成 14 年 9 月から平成 15 年 6 月まで  
③ 平成 15 年 7 月から平成 16 年 6 月まで

私の妻は、私の年金受給額を増やすため、国民年金保険料が免除された請求期間①、②及び③の追納分の国民年金保険料、未納となっていた平成 17 年度分の国民年金保険料及び平成 18 年度の前納分の国民年金保険料を生命保険の積立金及び預貯金から準備して、平成 18 年 4 月 20 日に A 社会保険事務所 (当時) で、まとめて納付 (90 万数千数百円) したのに、当該期間の追納分だけが免除期間のままとされている。

請求期間①、②及び③の領収証書は保有していないが、平成 17 年度分 2 枚と平成 18 年度分 1 枚の領収証書 (以下「請求者から提出された領収証書」という。) から平成 18 年 4 月 20 日に A 社会保険事務所で国民年金保険料を納付したことが分かるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、請求者の妻が、平成 18 年 4 月 20 日に A 社会保険事務所で請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料を追納した旨主張しているところ、請求者に係るオンライン記録によると、当該期間は、国民年金保険料の免除期間となっていることが確認でき、免除期間に係る国民年金保険料は 10 年前まで遡って納付することができることから、同日において当該期間の国民年金保険料を追納することは可能である。

しかしながら、免除期間の国民年金保険料を追納するためには追納の申込みが必要であるところ、請求期間①、②及び③の国民年金保険料を追納したとする請求者の妻は、A 社会保険事務所において、追納の申込みに係る説明がなかったため、追納の申込みは行っていない旨陳述

しており、オンライン記録においても、請求者の当該期間に係る追納の申込記録は確認できない。

また、日本年金機構は、平成 18 年の領収済通知書については、保存期間経過により保有していない旨回答していることから、請求者の請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料の追納について確認することができない。

さらに、請求者から提出された平成 18 年分の確定申告書（控）の社会保険料控除欄に記載された国民年金の支払保険料の金額及び請求者に係るオンライン記録により確認できる平成 18 年中の控除証明書発行事蹟の納付済額合計は、請求者から提出された領収証書の合計金額と同額（32 万 6,330 円）であることが確認でき、請求期間①、②及び③の追納分の国民年金保険料をまとめて納付した状況はうかがえない。

なお、請求者が請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料を追納したとする平成 18 年は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成 14 年 4 月以降の期間であり、基礎年金番号に基づき年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、当該期間に係る年金記録に過誤があったとは考え難い。

そのほか、請求者が請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（国民年金保険料追納申込承認通知書、家計簿等）はなく、当該期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。